

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
駐屯地警備システム修理作業役務	仕 様 書 番 号	
	作 成	令和4年12月20日
	変 更	令和 年 月 日
	作成部隊等名	北熊本駐屯地業務隊

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊北熊本駐屯地に設置している北熊本駐屯地警備システムの改修役務（以下、役務という。）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、DLT-CG-C000001による。

a) 調達担当官等

役務に係わる契約を締結する者をいう。

b) 官側

契約担当官、監督官及び検査官をいう。

c) 契約の相手方

役務を請け負う者をいう。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

2 役務に関する要求

役務に関する要求は、調達要領指定書に示す場合を除き、次による。

2.1 役務実施場所

役務実施場所は、陸上自衛隊北熊本駐屯地とする。

2.2 役務実施日

細部日程については、官側との調整による。

2.3 役務の内容

- カメラNo.6及びNo.20のACアダプタ交換
- カメラNo.3及びNo.4のカメラ信号光変換送信部交換
- 23型液晶モニター交換
- カメラ信号光変換送信部及びカメラ信号光受信部の点検、交換
- 監督官に対する操作要領・故障排除等の教育

2.4 役務者の資格

役務者の資格は、対象装備品等に関する修理に必要な専門的技能を有するものとする。

2.5 作業記録等

契約の相手方は、作業記録表により所要事項を記入し、検査・監督官の確認を受けるとともに、検査官を経て契約担当官等に提出するものとする。

3 品質保証

3.1 試験

契約の相手方は、官側立会において機能・性能試験を実施するものとする。

3.2 監督・検査

監督及び検査は、契約者担当官等の定める監督・検査実施要領による。

3.3 その他

修理を実施した部位・部品については、本来の性能等が低下してはならない。

4 その他の指示

4.1 提出書類

提出書類は、調達要領指定書によって指定する。

4.2 秘密保全

秘密保全は次による。

- a) 北熊本駐屯地の立入りに際しては、当該駐屯地所定の立入り手続きを行うものとする。
- b) 北熊本駐屯地の中で作業を行う場合、駐屯地内での行動（入門手続、火気取扱い、撮影禁止箇所、作業用通行路など）は当該駐屯地の規則及び駐屯地関係者の指示を厳守して行うものとし、作業地域以外の立入りを禁止する。
- c) 契約の相手方は、本契約の履行に当り、直接又は間接に関わらず知り得た事項の管理に万全を期すとともに、別途利用その他への公表等は防衛省の承認なく行ってはならない。また本契約終了後も同様とする。

4.3 安全管理

契約の相手方は、必要に応じて保安灯などの危険防止のための措置を講ずるとともに、機会あるごとに作業員に対しても注意喚起をするものとする。

4.4 保証期間

交換した部品の保証期間は、検査完了後、通常の使用状態において「12カ月」とする。

4.5 官の設備等の使用

官の設備等を使用する場合は、当該実施場所の許可権者の許可を得て、官の設備を使用するものとする。

4.6 その他

その他は次による。

- a) 役務履行で発生した発生材は、契約の相手方が処分するものとする。ただし、こん包材などは契約の相手方が処分するものとする。
- b) 作業の期間中、建物及び施設などを損傷しないように十分注意するものとし、万一損傷を与えた場合は、速やかに官側に報告するとともに、契約の相手方の負担において原形に復旧するものとする。
- c) システムが継続して使用できるよう、全体の運用を考慮しながらの施工を実施すること。
- d) その他の必要事項については、調達要領指定書によって示すものとする。

4.7 仕様書に関する疑義

契約の相手方は、この仕様書に関する疑義が生じた場合、監督官等と協議し、その指示に従うものとする。

調達要領指定書	調達要求書発簡番号	
	調 達 要 求 番 号	2 S W 0 1 A Y 0 0 0 6
	調 達 要 求 年 月 日	令和 4 年 1 2 月 2 0 日
	作 成 部 課	北熊本駐屯地業務隊司令業務室
	作 成 年 月 日	令和 4 年 1 2 月 2 0 日
品 名	駐屯地駐屯地警備システム修理作業役務	
仕 様 書 番 号		

指定事項：

2.3 役務の内容

完了日、実施場所、装備品名及び内容は表 1 に示す。

表 1

完了日	令和 5 年 3 月 3 1 日（金）まで				
実施場所	陸上自衛隊北熊本駐屯地（熊本県熊本市北区八景水谷 2－17－1）				
装備品名	北熊本駐屯地警備システム				
役務内容	駐屯地警備システムカメラ改修				
修理用交換部品	品名	部品番号等	単位	数量	備考
	23 型液晶モニター	LC-D0430	台	4	
	カメラ信号光変換受信部	VF-01YB-MRS-R1	台	6	
	カメラ信号光変換送信部	VF-01YB-CTS-05V	台	6	
	AC アダプタ	SPU15-102	台	2	
注記	契約の相手方の負担とする。				

4.1 提出書類

提出書類は表 2 による。

表 2

番号	書類名	部数	提出先	提出時期
1	役務実施計画	1 部	北熊本駐屯地業務隊 司令業務室	契約締結後
2	役務作業関係者名簿	1 部		契約締結後
3	作業記録表（役務完了調書）	4 部		各日の作業終了 後速やかに

4.6 その他の必要事項

- a) 1 日の作業時間は 0815～1700（1200～1300 を除く。）の 7 時間 45 分以内とする。
ただし、監督官が別途指示した場合はそれに従う。
- b) 役務に必要な機材、消耗品及び工具等は契約の相手方が準備する。
- c) 車両の駐車場は、官側が提供するものとする。
- d) スタッフ等の役務期間中の食事等は、契約の相手方が準備する。
- e) 細部については、官側との相互調整により実施するものとする。
- f) その他必要な事項は、監督官が指示する。

